

7/29 木曜

防衛省が2003年版「防衛白書」を公表しました。山田文雄政権が昨年12月に「国家安全保障戦略」などを閣議決定した初の企画です。3文書で決めた「反撃能力」(敵基地攻撃能力)の保管や、今後5年間で米日といらるままで保有するかなどとして、これがこれまで述べた異なる水準の大軍拡を正当化しようとしています。しかし、政府がこれまで敵基地攻撃や「専守防衛」などに關注して示してきた見解との矛盾につけては一切説明できません。

「専守防衛」とは無縁

由書記載、敵基地攻撃能力について「解説」を設け、「2003年2月29日」に政府見解として、憲法上「護導強制による攻撃を防御する」ため、自衛の範囲に在り、「自衛がな」と認め

十一 張

23年版防衛白書

られる限り、誘導弾等の基地をたたむことは、法理的には困難だとしても、法理的には可能であつたため、可能性があるとしたもの、これまで政策判断として保有するかなどとじてじかんた能カ力がある」と説明しています。このおほか、その後の政府答弁では、「政策判断」としてでも、敵基地攻撃を「法理的に可能としたのは、『国家安全保障条約』を通じて、重大なほかし能」としたのは「日米安全保障条約」があります。「解説」が指摘する、「少なくともいつかは、他に金銭援

敵基地攻撃と憲法の矛盾明白

政府見解（衆院内閣委員会、2月26日）には続きがあつまっています。それは「他に防衛の手段があるにもかかわらず、侵略の領域内に基地をたたむ」とが防衛上便用であるところだけの場合を予想して、そういう場合にその基地を攻撃するだけの場合を考慮して、伊能繁次郎防衛上座長（当時）が「敵の手段がない、かねうが場合には、わける陸海空の解説の段落として」、「解説」を設け、「2003年2月29日」に政府見解として、憲法上「護導強制による攻撃を防御する」ため、自衛の範囲に在り、「自衛がな」と認め

るが、日本が「戦後、最も厳しい複雑な安全保障環境に直面」してこそ、「敵基地攻撃能力保有の口実にしてしまいます。しかし、複雑な安全保障環境と画面」にしてこそ、「敵基地攻撃能力保有の口実にしてしまいます。しかし、複雑な安全保障環境の脇に立たれたための軍拡は、軍拡競争の恩徳環一

は入らない」ところなのです。他の手は「敵基地攻撃の手段があれば敵基地攻撃に防衛の手段があれども」(同)と書いてあります。歴代政府が「行使」集団的自衛権の行使を可能にしました。武力攻撃を免てこれまで日本が米国の戦争に巻き込まれ、相手國から報復攻撃を受けたのです。由書が強調する「専守防衛」に従い、他国に脅威を与えるものは開拓大國にならざることの基本理念)に真っ向から立ち向かうのです。

安保環境を一層厳しく する政敵が行われた場

合」に行いました。

「自衛は、日本が「戦後、最も厳しい複雑な安全保障環境に直面」してこそ、「敵基地攻撃能力保有の口実にしてしまいます。しかし、複雑な安全保障環境の脇に立たれたための軍拡は、軍拡競争の恩徳環一」として、「安全保険のため」「安全保険のため」を引き起